

9.5 交通安全

9.5.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.5-1 に示すとおりである。

表 9.5-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①公共交通機関の状況 ②交通量等の状況 ③道路及び交通安全施設等の状況 ④アクセス経路の状況 ⑤土地利用の状況 ⑥規制等の状況 ⑦公共での移動に関する法令等の基準	事業の実施に伴う交通安全の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 公共交通機関の状況

「東京都鉄道路線図」(東京都)、「みんくるガイド」(平成 30 年 4 月 東京都交通局)等の既存資料を用いて整理した。

2) 交通量等の状況

調査は、「9.1 大気等 9.1.1 現地調査 (3) 調査方法 6)自動車交通量等の状況」(p.34 参照)と同様とし、既存資料及び現地調査によった。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

調査は、「道路地図」(平成28年12月 昭文社)等の既存資料の整理及び現地踏査によった。

4) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 28 年東京都区部」(平成 30 年 5 月 東京都都市整備局)、「江東区都市計画図」(平成 30 年 4 月 江東区都市整備部)、「江東区土地利用現況図」(平成 28 年 12 月 江東区都市整備部都市計画課)等の既存資料の整理によった。

5) 規制等の状況

調査は、「道路地図」(平成 28 年 12 月 昭文社)等の既存資料の整理によった。

6) 公共での移動に関する法令等の基準

調査は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)の法令等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 公共交通機関の状況

ア. 鉄道

計画地周辺の鉄道乗車人員の推移は、表 9.5-2 に示すとおりである。また、計画地に最寄りの駅の位置は、図 9.5-1 に示すとおりである。

最寄り駅は、有明テニスの森駅（東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ））、国際展示場駅（東京臨海高速鉄道（りんかい線））がある。利用者数は、平成 28 年度の場合、有明テニスの森駅が約 66 万人（日平均では約 1,802 人）、国際展示場駅が約 1,250 万人（日平均では約 34,238 人）となっている。

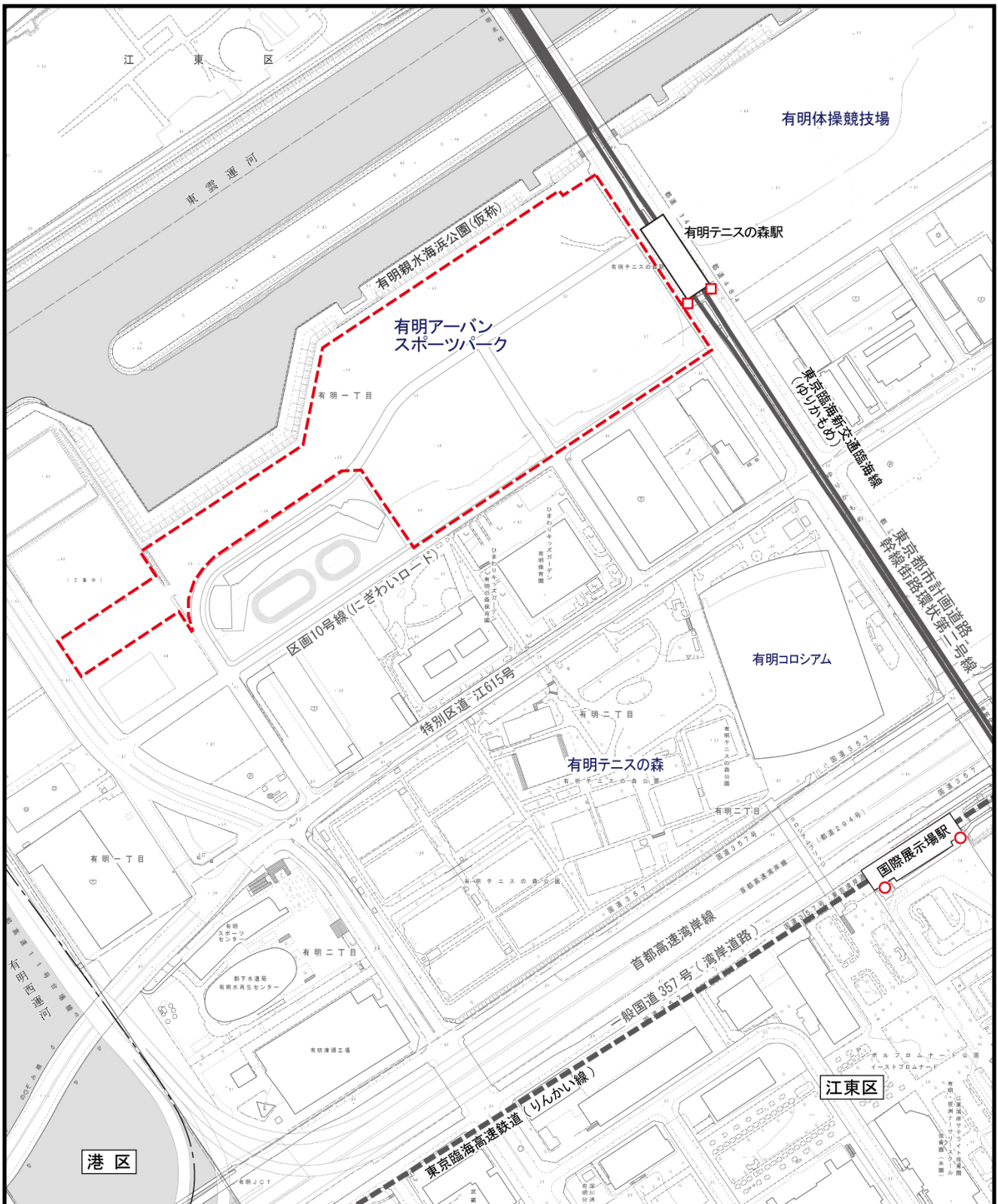
表 9.5-2 鉄道乗車人員の推移

(単位：千人)

項 目		乗車人員				
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ)	有明テニスの森駅	551	519	542	571	663
東京臨海高速鉄道 (りんかい線)	国際展示場駅	10,622	11,718	12,157	13,058	12,497

出典：「東京都統計年鑑」（平成 30 年 12 月 7 日参照 東京都総務局ホームページ）

<http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tnenkan/tn-index.htm>



凡例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通
臨海線 (ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)
- 東京臨海高速鉄道入口
- 東京臨海新交通臨海線入口



Scale 1:6,000

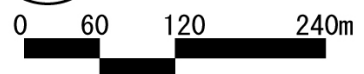


図 9.5-1 鉄道路線図

イ. バス路線

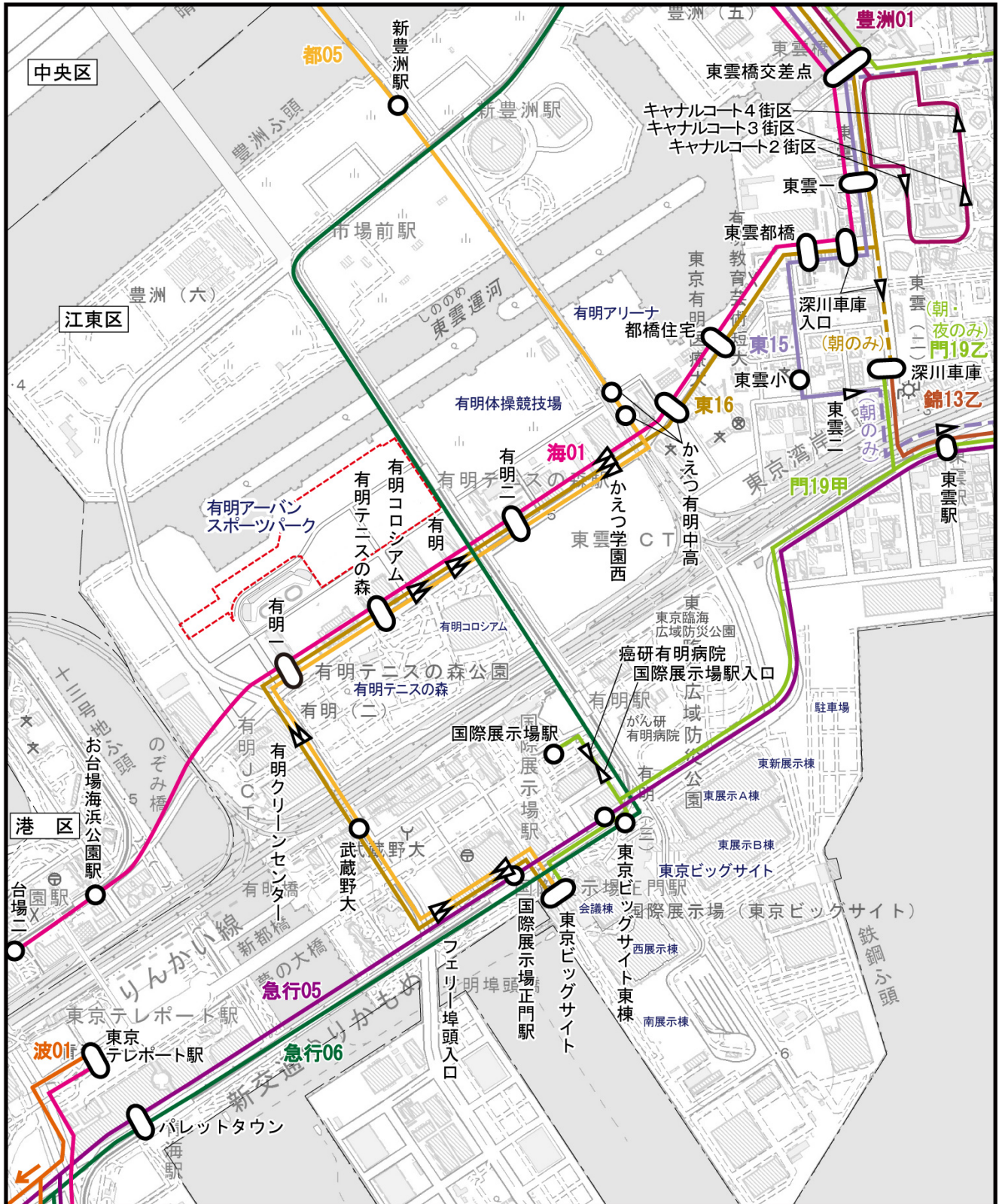
計画地周辺の主なバス路線網は、表 9.5-3 及び図 9.5-2 に示すとおりである。

計画地周辺では、晴海埠頭や東京ビッグサイトを起点とし、銀座四丁目を経由し、東京駅丸の内南口に至る都 05 系統等が運行されており、最寄りのバス停は、計画地南側直近の有明テニスの森バス停である。

表 9.5-3 計画地周辺のバス路線

系統	バス会社	起点	主な経由地	終点
豊洲 01	都営バス	豊洲駅前	IHI 前 キャナルコート (循環) 平日の朝・夕のみ運行	豊洲駅前
波 01	都営バス	東京テレポート駅前	テレコムセンター駅前	中央防波堤
都 05	都営バス	晴海埠頭 東京ビッグサイト	銀座四丁目	東京駅丸の内南口
急行 05	都営バス	錦糸町駅前	新木場駅前 土曜・休日のみ運行	日本科学未来館
急行 06	都営バス	森下駅前	パレットタウン前 土曜・休日のみ運行	日本科学未来館
門 19 甲	都営バス	東京ビッグサイト 深川車庫前	豊洲駅前	門前仲町
門 19 乙	都営バス	深川車庫前	枝川	門前仲町
錦 13 乙	都営バス	錦糸町駅前	東陽三丁目	深川車庫前
海 01	都営バス	門前仲町	豊洲駅前	有明一丁目 東京テレポート駅前
東 15	都営バス	深川車庫前	東雲都橋	東京駅八重洲口
東 16	都営バス	東京駅八重洲口	月島駅前	深川車庫前 東京ビッグサイト

出典：「みんくるガイド」（平成 30 年 4 月 東京都交通局）



凡例

計画地

区界



バス停

バス停
(表示方向のみ停車)

バス路線

- 豊洲 01
- 波 01
- 都 05
- 急行 05
- 急行 06
- 門 19 甲
- 門 19 乙
- 錦 13 乙

- 海 01
- 東 15
- 東 16



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 9.5-2 バス路線網図

2) 交通量等の状況

交通量等の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現況調査 (5) 調査結果 6) 自動車交通量等の状況」(p.59 参照)に示したとおりである。

3) 道路及び交通安全施設等の状況

計画地周辺の主要な道路としては、図 9.5-3 に示すとおりであり、東京都市計画道路幹線街路環状第二号線、一般国道 357 号東京湾環状線（東京湾岸道路）及び首都高速湾岸線がある。

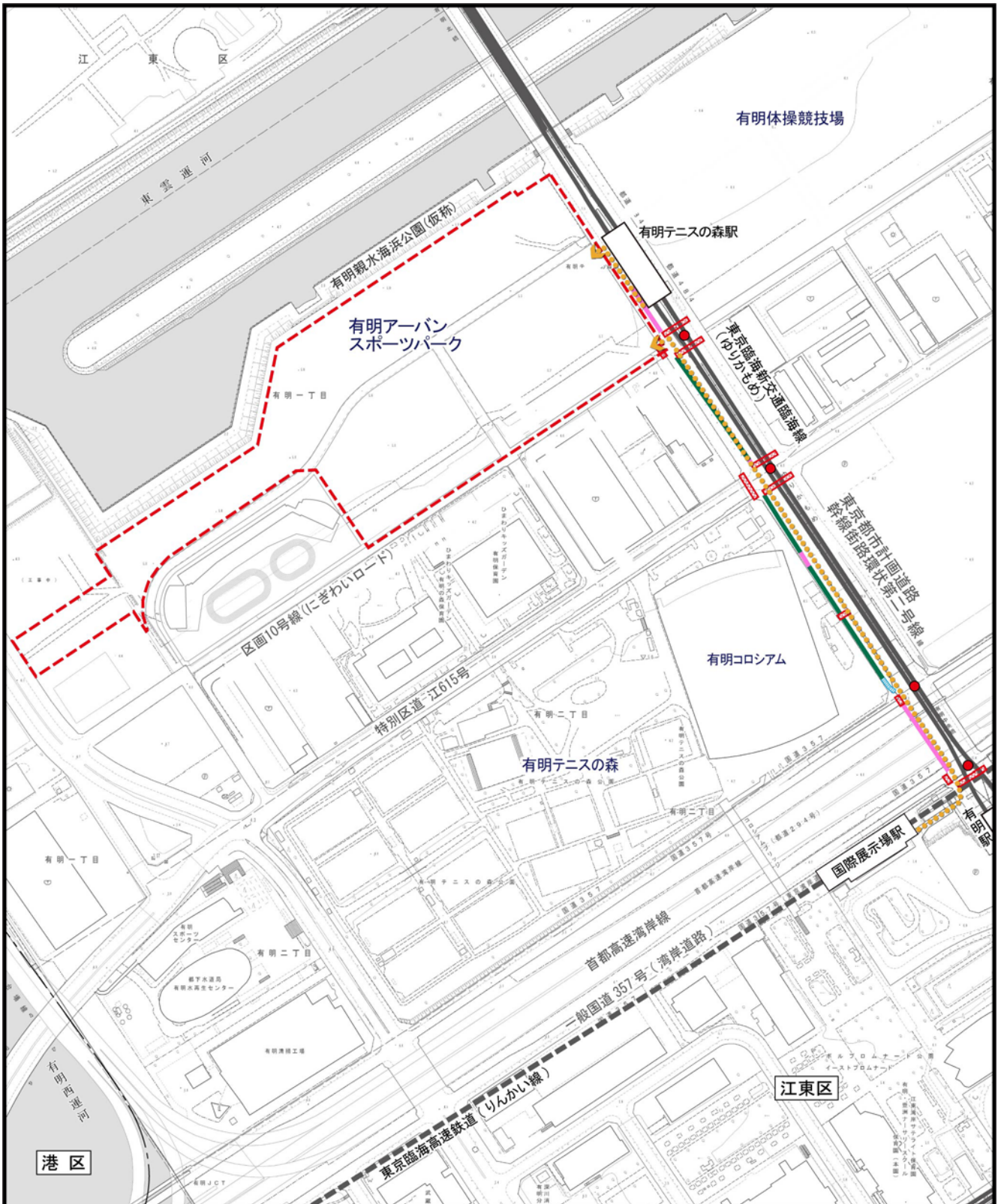
計画地東側の東京都市計画道路幹線街路環状第二号線の有明テニスの森駅前交差点は、歩行者用の信号及び横断歩道が整備されているほか、マウントアップ形式の歩道となっており、ガードレールや植樹帯が整備されている。

4) アクセス経路の状況

鉄道駅から計画地までの主なアクセス経路は、表 9.5-4 及び図 9.5-3 に示すとおりであり、有明テニスの森駅（東京臨海新交通臨海線（ゆりかもめ））及び国際展示場駅から東京都市計画道路環状第 2 号線を利用する経路がある。

表 9.5-4 主要なアクセス経路の状況

アクセス経路	道路名	歩道の状況	安全施設の状況	所要時間
有明テニスの森駅 ～計画地	東京都市計画道路 環状第 2 号線	3m程度の歩道が整備されている。	マウントアップ形式の歩道、ガードレール、植樹帯が整備されている。	約 2 分
国際展示場駅 ～計画地	東京都市計画道路 環状第 2 号線	3m程度の歩道が整備されている。	マウントアップ形式の歩道、ガードレール、植樹帯が整備されている。	約 9 分



凡例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線(ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道(りんかい線)
- ← 歩行者動線
- 信号機(車両・歩行者)
- 横断歩道
- マウントアップ形式又は緑石+ガードレール又は横断防止柵(遮音壁を含む)
- マウントアップ形式又は緑石+植樹帯
- スロープ部分



Scale 1:6,000

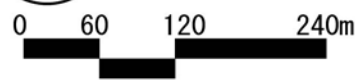


図 9.5-3 アクセス経路の状況

5) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 大気等 9.1.1 現地調査(4) 調査結果 4) 土地利用の状況」(p. 49 参照) に示したとおりである。

工事用車両の走行ルート及び計画地周辺の教育施設や福祉施設等の位置関係は、表 9.5-5 及び図 9.5-4 に示すとおりである。

表 9.5-5(1) 計画地周辺の主要な公共施設（教育・福祉・医療施設等）

区分	番号	施設名	住所	
教育施設	幼稚園	1	江東区立ひばり幼稚園	江東区東雲 2-4-1-103
		2	港区立にじのはし幼稚園	港区台場 1-1-5
	小学校	3	江東区立東雲小学校	江東区東雲 2-4-11
		4	江東区立有明小学校	江東区有明 2-10-1
		5	港区立港陽小学校	港区台場 1-1-5
	小中一貫校	6	江東区立有明西学園	江東区有明 1-7-13
	中学校	7	江東区立有明中学校	江東区有明 2-10-1
		8	港区立港陽中学校	港区台場 1-1-5
		9	私立かえつ有明中学校	江東区東雲 2-16-1
	中高一貫校	10	芝浦工業大学附属中学高等学校	江東区豊洲 6-2-7
	高等学校	11	私立かえつ有明高等学校	江東区東雲 2-16-1
	大学	12	有明教育芸術短期大学	江東区有明 2-9-2
		13	東京有明医療大学	江東区有明 2-9-1
		14	武蔵野大学	江東区有明 3-3-3
福祉施設	保育園、 児童施設	15	江東区立東雲保育園	江東区東雲 1-8-5-101
		16	江東区立東雲第二保育園 東雲児童館 東雲学童クラブ（公設民営）	江東区東雲 2-4-4
		17	江東湾岸サテライトナーサリースクール 本園	江東区有明 3-7-26
		18	YMCA オリーブ保育園	江東区東雲 1-8-18
		19	YMCA キャナルコート保育園	江東区東雲 1-9-14-104
		20	ひまわりキッズガーデン東雲	江東区東雲 1-9-18-203
		21	東雲キャナルコートナーサリースクール	江東区東雲 1-9-51
		22	東雲第二学童クラブ（公設民営）	江東区東雲 1-9-13-101
		23	ナーサリールーム ベリーベアー東雲	江東区東雲 2-3-17
		24	ひまわりキッズガーデン有明	江東区有明 1-4-11
		25	ひまわりキッズガーデン有明の森	江東区有明 1-4-20
		26	ナーサリールームベリーベアー東雲 Annex	江東区東雲 1-9-4 パークタワー東雲 1 階
		27	保育園夢未来東雲園	江東区東雲 1-9-5 東雲合同庁舎 1 階
		28	東雲ルミナス保育園	江東区東雲 1-9-10 イオン東雲ショッピングセンター2F
		29	ハッピーマム東雲キャナルコート	江東区東雲 1-9-22 アパートメンツ東雲キャナルコート 105
		30	ニチイキッズありあけ第二保育園	江東区有明 3-6-11 東京ファッションタウンビル 3F
		31	アスクお台場保育園	港区台場 2-2-3
		32	港区立台場保育園	港区台場 1-5-1
		33	台場児童館	港区台場 1-5-1
		34	あい保育園豊洲	江東区豊洲 5-6-52
		35	小学館アカデミーしんとよす保育園	江東区豊洲 6-2-10
		36	江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール 東雲キャンパス	江東区東雲 1-9-10
		37	おうち保育園しなのめ	江東区東雲 1-9-16-210
		38	みんなのみらいをつくる保育園東雲	江東区東雲 2-1-22 キャッスルビル東雲 2・3 階
		39	さんいく保育園有明	江東区有明 1-5-2
		40	東雲第三学童クラブ（公設民営）	江東区東雲 2-7-3
		41	グローバルキッズ豊洲五丁目保育園	江東区豊洲 5-6-29
		42	江東湾岸サテライトスマートナーサリースクール 本園	江東区有明 1-5-22

表 9.5-5(2) 計画地周辺の主要な公共施設（教育・福祉・医療施設等）

区分		番号	施設名	住所
福祉施設	高齢者福祉施設、障害者福祉施設	43	東雲芳香苑高齢者在宅サービスセンター 長寿サポート東雲 (東雲芳香苑在宅介護支援センター)	江東区東雲 2-2-29
		44	台場高齢者在宅サービスセンター	港区台場 1-5-5
		45	グランチャ東雲	江東区東雲 1-9-46
		46	スマートキッズプラス東雲	江東区東雲 1-6-23 スクエア 1623 2階
医療施設	病院	47	公益財団法人がん研究会 有明病院	江東区有明 3-8-31
		48	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲 5-1-38
		49	医療法人社団 友久会 池下レディース クリニック東雲	江東区東雲 2-1-21
その他	図書館	50	江東区立東雲図書館	江東区東雲 2-7-5-201
	こども園	51	私立しなのめYMCA こども園	江東区東雲 1-9-46
		52	豊洲めぐみこども園	江東区豊洲 6-2-30

注) 地点番号は、図 9.5-4 の表記に対応する。

出典: 「施設案内」(平成 30 年 10 月 28 日参照 江東区ホームページ)

<https://www.city.koto.lg.jp/shisetsuannai/index.html>

: 「施設一覧マップ」(平成 30 年 10 月 28 日参照 港区ホームページ)

<http://map.city-minato.jp/>

: 芝浦工業大学附属中学高等学校

(平成 30 年 10 月 28 日参照 芝浦工業大学附属中学高等学校ホームページ)

<http://www.ijh.shibaura-it.ac.jp/>

: 「医療機関名簿」(平成 30 年 9 月 東京都)



凡例

- 計画地
- 区界
- 東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ)
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)
- 通学路
- 工事用車両集中ルート
- 工事用車両発生ルート
- 教育施設 (No.1 ~ 14)
- ▲ 福祉施設 (No.15 ~ 46)
- 医療施設 (No.47 ~ 49)
- その他 (No.50 ~ 52)



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 9.5-4
計画地周辺の主要公共施設
(教育・福祉・医療施設等)

6) 規制等の状況

工事用車両の走行ルートである東京都市計画道路幹線街路環状第二号線、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）及び臨港道路 青海・有明南連絡線は、6 車線であり、法定速度は 60km/h である。

7) 公共での移動に関する法令等の基準

公共での移動に関する法令等については、表 9.5-6 に示すとおりである。

表 9.5-6 交通安全に係る法律等

法令・条例等	責務等
道路交通法 (昭和 35 年法律 第 105 号)	(目的) 第一条 この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする。 (通行区分) 第十七条 車両は、歩道又は路側帯（以下この条において「歩道等」という。）と車道の区別のある道路においては、車道を通行しなければならない。ただし、道路外の施設又は場所に入出するためやむを得ない場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない。
道路構造令 (昭和 45 年政令 第 320 号)	(この政令の趣旨) 第一条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準（都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあつては、道路法（以下「法」という。）第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。）を定めるに当たって参酌すべき一般的技術的基準を定めるものとする。 (歩道) 第十一条 第四種の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 2 第三種の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。 4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。 5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

9.5.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、東京 2020 大会の実施に伴う会場等の周辺における歩車動線の分離の向上又は低下等、交通安全の変化の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前及び大会開催後とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、工事用車両の走行ルートにおける歩車動線分離の状況から推定する方法とした。

(5) 予測結果

工事用車両の走行ルートは、図 7.2-5 (p.16 参照) に示したとおりであり、極力、湾岸道路等を利用するほか、東京都市計画道路幹線街路環状第二号線、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）及び臨港道路 青海・有明南連絡線等を利用する計画である。

工事用車両の走行ルートは、ほとんどがマウントアップ形式の道路や横断防止柵等により歩道と車道が分離されている。計画地南東側の有明テニスの森東交差点及びかえつ学園西交差点において、工事用車両の走行ルートと通学路が交差するが、歩行者用の信号と横断歩道が整備されている。

工事用車両の走行にあたっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、有明西学園に面する計画地南側の区画 10 号線（にぎわいロード）や通学路に指定されている特別区道江 615 号及び江 616 号については利用せず、工事用車両の出入口についても東京都市計画道路幹線街路環状第二号線側に限定する。特に、登校時間（7:30～8:30）においては、有明西学園をはじめとする周辺教育施設の児童の登校時の交通安全に配慮するほか、都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（有明通り）のかえつ学園西交差点は利用しない。

これらのことから、工事用車両の走行に伴う交通安全への変化は生じないと予測する。

9.5.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・ 工事用車両の走行ルートは、計画地までの歩行者の交通安全への配慮のため、極力、湾岸道路等を利用する。
- ・ 工事用車両の走行ルートは、有明西学園に面する区画 10 号線（にぎわいロード）や通学路に指定されている特別区道 江 615 号及び江 616 号を利用せず、工事用車両の出入口についても東京都市計画道路幹線街路環状第二号線側に限定する。特に、登校時間（7：30～8：30）においては、有明西学園をはじめとする周辺教育施設の児童の登校時の交通安全に配慮、登校時間（7：30～8：30）において都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（有明通り）のかえつ学園西交差点は利用しない。
- ・ 歩行者、自転車、一般車両等の優先、交差点進入時や右左折時における歩行者、自転車の安全確認について、工事用車両運転者に対する指導を徹底し、児童及びその保護者、その他歩行者の交通安全に配慮する。
- ・ 工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮する。
- ・ 工事用車両の走行にあたっては、安全走行を徹底する。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・ 工事用車両の集中稼働を行わないよう、可能な限り工事工程の平準化に努める計画である。
- ・ 工事用車両の走行に伴う、教育施設や周辺市街地への影響を極力軽減するため、計画地周辺において同時期に行われる有明アリーナ、有明体操競技場、有明テニスの森（有明コロシアム改修工事を含む）及び IBC/MPC を含む周辺事業者との情報共有を行い、工事用車両が一時的に集中しないよう、計画的かつ効率的な運行管理に努める計画としている。

9.5.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、歩車動線分離の現況とした。

(2) 評価の結果

工事用車両の走行ルートは、ほとんどがマウントアップ形式の歩道や横断防止柵等により歩道と車道が分離されている。計画地南東側の有明テニスの森東交差点及びかえつ学園西交差点において、工事用車両の走行ルートと通学路が交差するが、歩行者用の信号と横断歩道が整備されている。

工事用車両の走行にあたっては、工事用車両の出入口には交通整理員を配置する予定とし、計画地周辺の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するほか、安全走行を徹底する。また、有明西学園に面する計画地南側の区画 10 号線（にぎわいロード）や通学路に指定されている特別区道江 615 号及び江 616 号については利用せず、工事用車両の出入口についても東京都市計画道路幹線街路環状第二号線側に限定する。特に、登校時間（7：30～8：30）においては、有明西学園をはじめとする周辺教育施設の児童の登校時の交通安全に配慮するほか、登校時間（7：30～8：30）において都道 304 号日比谷豊洲埠頭東雲線（有明通り）のかえつ学園西交差点は利用しない。

以上のことから、現況の歩車動線分離を低下させることはなく、評価の指標は満足するものとする。